

報告第 39 号

小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の
一部を改正する告示について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

佐賀県保育所等給食費支援事業費補助金交付要綱において、補助対象経費の給食費収入見込額積算における 3 号認定児童の給食費単価が変更されたことに伴い、小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正したため報告する。

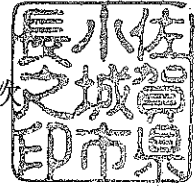


小城市告示第8号

小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年1月24日

小城市長 江里口 秀次



小城市告示第 8 号

小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の
一部を改正する告示

小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱（令和 4 年小
城市告示第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「令和 5 年 3 月 31 日まで」を「補助金交付決定に係る年度の
3 月 31 日」に改める。

第 9 条を削る。

別表中「あたり」を「当たり」に改める。

別紙 1 - 2、別紙 3 - 2 及び別紙 4 - 2 中「一律 7,500 円」を「一律
5,500 円」に改める。

附則第 1 項を次のように改める。

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

報告第39号 小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱（令和4年小城市告示第149号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>（実績報告）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の実績報告書の提出期限は、<u>令和5年3月31日まで</u> <u>とし、その提出部数は1部とする。</u></p> <p><u>（交付の対象となる期間）</u></p> <p>第9条 <u>補助金交付の対象となる期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この告示は、<u>公布の日から施行し、令和4年度分の補助金に限り適用する。</u></p> <p><u>（この告示の失効）</u></p> <p>2 <u>この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>（補助対象事業）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の実績報告書の提出期限は、<u>補助金交付決定に係る年度の3月31日</u>とし、その提出部数は1部とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、公布の日から施行する。</u></p>								
<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="293 1037 1093 1444"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食の提供に係る食材料費 ※ただし、補助対象経費は、食材料費（おやつやお茶及び牛乳代等を含む）から給食費収入を除いた額とし、預かり保育及び延長保育に係る食材料費は含まない。</td> <td>以下の式により算出した額 $A \times B \times C \times D$ A：児童1人あたり7,500円 （ただし、副食のみを提供している場合は、児童1人当たり4,500円とする。） B：8％ C：令和4年度の開園月数 D：令和4年10月1日時点の給食を提供する在籍児童数</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助基準額	給食の提供に係る食材料費 ※ただし、補助対象経費は、食材料費（おやつやお茶及び牛乳代等を含む）から給食費収入を除いた額とし、預かり保育及び延長保育に係る食材料費は含まない。	以下の式により算出した額 $A \times B \times C \times D$ A：児童1人あたり7,500円 （ただし、副食のみを提供している場合は、児童1人当たり4,500円とする。） B：8％ C：令和4年度の開園月数 D：令和4年10月1日時点の給食を提供する在籍児童数	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1184 1037 1984 1444"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食の提供に係る食材料費 ※ただし、補助対象経費は、食材料費（おやつやお茶及び牛乳代等を含む）から給食費収入を除いた額とし、預かり保育及び延長保育に係る食材料費は含まない。</td> <td>以下の式により算出した額 $A \times B \times C \times D$ A：児童1人当たり7,500円 （ただし、副食のみを提供している場合は、児童1人当たり4,500円とする。） B：8％ C：令和4年度の開園月数 D：令和4年10月1日時点の給食を提供する在籍児童数</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助基準額	給食の提供に係る食材料費 ※ただし、補助対象経費は、食材料費（おやつやお茶及び牛乳代等を含む）から給食費収入を除いた額とし、預かり保育及び延長保育に係る食材料費は含まない。	以下の式により算出した額 $A \times B \times C \times D$ A：児童1人当たり7,500円 （ただし、副食のみを提供している場合は、児童1人当たり4,500円とする。） B：8％ C：令和4年度の開園月数 D：令和4年10月1日時点の給食を提供する在籍児童数
補助対象経費	補助基準額								
給食の提供に係る食材料費 ※ただし、補助対象経費は、食材料費（おやつやお茶及び牛乳代等を含む）から給食費収入を除いた額とし、預かり保育及び延長保育に係る食材料費は含まない。	以下の式により算出した額 $A \times B \times C \times D$ A：児童1人あたり7,500円 （ただし、副食のみを提供している場合は、児童1人当たり4,500円とする。） B：8％ C：令和4年度の開園月数 D：令和4年10月1日時点の給食を提供する在籍児童数								
補助対象経費	補助基準額								
給食の提供に係る食材料費 ※ただし、補助対象経費は、食材料費（おやつやお茶及び牛乳代等を含む）から給食費収入を除いた額とし、預かり保育及び延長保育に係る食材料費は含まない。	以下の式により算出した額 $A \times B \times C \times D$ A：児童1人当たり7,500円 （ただし、副食のみを提供している場合は、児童1人当たり4,500円とする。） B：8％ C：令和4年度の開園月数 D：令和4年10月1日時点の給食を提供する在籍児童数								

令和 4 年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金所要額調書

施設名 _____

○園児数・職員数

園児数						3号	計	職員数	開園月数
1号		2号							
主食・副食 提供人数	副食のみ 提供人数	計	主食・副食 提供人数	副食のみ 提供人数	計				

※園児数・職員数は令和4年10月1日時点の給食を提供する見込人数を記載すること。
 ※「主食・副食提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、主食・副食いずれも提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※「副食のみ提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、副食のみ提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※開園月数は、令和4年度の開園月数を記載すること。

○補助対象経費

①食材料費支出見込額 (自動計算)

_____ -

②給食費収入見込額

_____ =

③補助対象経費 (不足額) (自動計算)

<①食材料費支出見込額 の内訳>

食材料費 (全体) _____ 食材料費(職員分)(自動計算) _____

_____ - _____

※食材料費 (全体) には令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納品を予定している食材料費の合計額 (見込額) を記載すること。
 ※食材料費にはおやつやお茶・牛乳代等を含む。なお、調理員等の人件費や厨房設備の減価償却費、水道光熱費等は含まない。
 ※預かり保育、延長保育に係る食材料費は含まない。
 ※食材料費 (職員分) には、支出額を人数で按分した金額を記載すること。

※給食費収入見込額には令和4年度の給食費収入見込額を記載すること。
 ※1号、2号の給食費収入見込額には、利用者負担の給食費、市から支払われる副食費免除加算額の合計として計算すること。
 ※3号の給食費については、一律5,500円として計算すること。
 ※預かり保育、延長保育に係る給食費収入は含まない。

④補助基準額 (自動計算)

主食・副食提供	
副食のみ提供	
計	

※補助基準額は、主食・副食提供及び3号認定こどもの場合は園児一人当たり月額7,500円*8%、副食のみ提供の場合は園児一人当たり月額4,500円*8%とする。

⑥市補助額 (自動計算)

1号	2・3号	計

※市補助額は補助対象経費と基準額を比較して低い方の値 (千円未満切り捨て) と一致する。

別紙 3-2 (第7条関係)

令和4年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金所要額調書【変更】

施設名 _____

○園児数・職員数

園児数						3号	計	職員数	開園月数
1号			2号						
主食・副食 提供人数	副食のみ 提供人数	計	主食・副食 提供人数	副食のみ 提供人数	計				

※園児数・職員数は令和4年10月1日時点の給食を提供する見込人数を記載すること。
 ※「主食・副食提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、主食・副食いずれも提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※「副食のみ提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、副食のみ提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※開園月数は、令和4年度の開園月数を記載すること。

○補助対象経費

①食材料費支出見込額 (自動計算)

	-
--	---

②給食費収入見込額

	=
--	---

③補助対象経費 (不足額) (自動計算)

--

※給食費収入見込額には令和4年度の給食費収入見込額を記載すること。
 ※1号、2号の給食費収入見込額には、利用者負担の給食費、市から支払われる副食費免除加算額の合計として計算すること。
 ※3号の給食費については、一律5,500円として計算すること。
 ※預かり保育、延長保育に係る給食費収入は含まない。

<①食材料費支出見込額 の内訳>

食材料費 (全体) 食材料費(職員分)(自動計算)

	-	
--	---	--

※食材料費 (全体) には令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納品を予定している食材料費の合計額 (見込額) を記載すること。
 ※食材料費にはおやつやお茶・牛乳代等を含む。なお、調理員等の人件費や厨房設備の減価償却費、水道光熱費等は含まない。
 ※預かり保育、延長保育に係る食材料費は含まない。
 ※食材料費 (職員分) には、支出額を人数で按分した金額

④補助基準額 (自動計算)

主食・副食提供	
副食のみ提供	
計	

※補助基準額は、主食・副食提供及び3号認定こどもの場合は園児一人当たり月額7,500円*8%、副食のみ提供の場合は園児一人当たり月額4,500円*8%とする。

⑥市補助額 (自動計算)

1号	2・3号	計

※市補助額は補助対象経費と基準額を比較して低い方の値 (千円未満切り捨て) と一致する。

令和4年度小城市保育所等給食費物価高騰対策事業補助金精算額調書

施設名 _____

○園児数・職員数

園児数									
1号			2号			3号	計	職員数	開園月数
主食・副食提供人数	副食のみ提供人数	計	主食・副食提供人数	副食のみ提供人数	計				

※園児数・職員数は令和4年10月1日時点の給食提供人数を記載すること。
 ※「主食・副食提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、主食・副食いずれも提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※「副食のみ提供人数」には、給食を提供しているこどものうち、副食のみ提供しているこどもの人数を記載すること。
 ※開園月数は、令和4年度の開園月数を記載すること。

○補助対象経費

①食材料費支出額 (自動計算) - ②給食費収入額 = ③補助対象経費 (不足額) (自動計算)

<①食材料費支出見込額 の内訳>

食材料費 (全体)	-	食材料費 (職員分) (自動計算)

※食材料費 (全体) には令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納品された食材料費の合計額を記載すること。
 ※食材料費にはおやつやお茶・牛乳代等を含む。なお、調理員等の人件費や厨房設備の減価償却費、水道光熱費等は含まない。
 ※食材料費 (職員分) には、支出額を人数で按分した金額を記載すること。

※給食費収入額には令和4年度の給食費収入額を記載すること。
 ※1号、2号の給食費収入額には、利用者負担の給食費、市から支払われる副食費免除加算額の合計として計算すること。
 ※3号の給食費については、一律5,500円として計算すること。
 ※預かり保育、延長保育に係る給食費収入は含まない。

④補助基準額 (自動計算)

主食・副食提供	
副食のみ提供	
計	

※補助基準額は、主食・副食提供及び3号認定こどもの場合は園児一人当たり月額7,500円*8%、副食のみ提供の場合は園児一人当たり月額4,500円*8%とする。

⑥市補助額 (自動計算)

1号	2・3号	計

※市補助額は補助対象経費と基準額を比較して低い方の値 (千円未満切り捨て) と一致する。